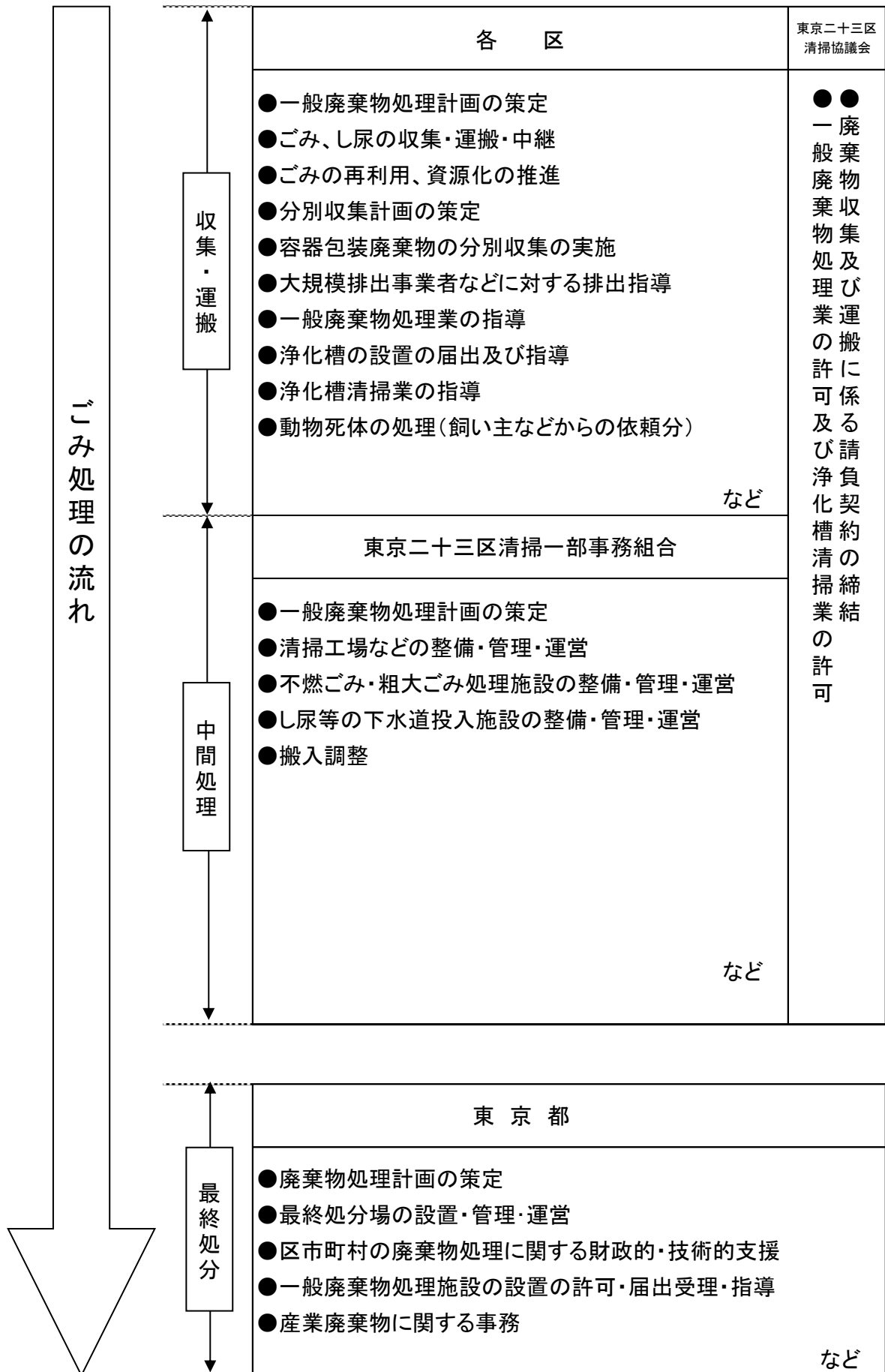


# 資 料

23区の清掃事業の役割分担〈総務部企画室〉





## 清掃事業の23区への移管と清掃一組〈総務部企画室〉

清掃事業の区移管に係る廃棄物処理法等の改正を含む「地方自治法等の一部を改正する法律」（平成10年5月8日公布）が平成12年4月1日に施行された。

平成11年度まで、23区の区域においては東京都がごみの収集・運搬・処理・処分を実施してきたが、この法改正により、23区は基礎的な地方公共団体に位置づけられ、他の市町村と同様に、住民に最も身近な行政サービスのひとつである清掃事業は、特別区が行うことになった。

### 1 地方自治法改正（平成10年5月）までの経緯

#### 昭和39年（1964） 地方自治法改正

特別区の事務権能が拡充される。福祉事務所等列举事務が10項目から21項目に拡充（一部概括列举）  
ごみの収集・運搬事務を特別区の事務に規定（別に法律で定める日までは引き続き都が処理）

#### 昭和49年（1974） 地方自治法改正

自治法施行令により、別に法律で定める日までの間は、特別区が行うのは公衆便所、公衆用ごみ容器の設置・維持管理の事務のみ。

#### 昭和61年（1986）2月 都区協議会において「都区制度改革の基本的方向」を了承

『23区の内部団体的性格を改め、大都市区域における基礎的自治体として、普通地方公共団体に位置づける。一般廃棄物の収集・運搬に関する事務は、特別区に移管する。』

#### 平成2年（1990）9月 第22次地方制度調査会答申「都区制度改革に関する答申」

『都区協議会の「都区制度改革の基本的方向」に掲げられている事項（一般廃棄物の収集・運搬に関する事務）については、概ねその方向で区に移譲すべきである。』

#### 平成4年（1992）10月 都区制度改革推進協議会「中間のまとめ」

『第22次地方制度調査会答申を踏まえ、検討経過を都区で発表、廃棄物の処理及び清掃に関する法律に規定する「一般廃棄物の収集運搬に関する事務」の範囲を移管する。』

#### 平成6年（1994）9月 都区間で「都区制度改革に関するまとめ（協議案）」を合意

移管の範囲を廃棄物の処理及び清掃に関する法律で市町村（長）が行うこととされている事務の全て（収集・運搬・中間処理・最終処分の全て）とし、移管の時期を平成12年4月とした。

#### 平成10年（1998）5月 地方自治法改正

「地方自治法等の一部を改正する法律」が公布された。（平成12年4月1日施行）  
関連法令として「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」等の改正

## 2 清掃一組設立までの経緯

平成10年（1998）10月 特別区長会において清掃事業移管にかかる「基本方針」を了承

＜「基本方針」の主な内容＞

- ・収集・運搬については、各特別区が直接実施する。
- ・可燃ごみの中間処理についても、協議案どおり実施することが原則であるが、ダイオキシン対策期間中（平成17年度まで）共同処理を行うこととし、その期間中に協議案どおり地域処理を行うための諸課題を解決することとする。
- ・最終処分場の確保については、各特別区が責任を有することとなる。将来の最終処分場の確保については、七都区市との関係もあり、23区が協調して検討していく。

平成10年（1998）12月 都からの「清掃事業の移管に関する提案」を区長会了承

「移管後の清掃事業の運営形態」及び「職員の身分取扱い」についての基本的な考え方について都区及び労使で合意した。

平成11年（1999）3月 「清掃事業の移管について」を都区で合意

内容は、移管後の清掃事業の運営（「都と特別区の役割分担」を含む。）及び職員の身分取扱いについて。

平成11年（1999）7月 清掃一組規約（原案）の決定、清掃一組設立にあたっての覚書を23区長が署名

清掃事業共同処理準備委員会（特別区長会）において、清掃一組規約（原案）を決定、「東京二十三区清掃一部事務組合の設立にあたっての覚書」を23区長が署名

東京二十三区清掃一部事務組合の設立にあたっての覚書

特別区長会は、東京二十三区清掃一部事務組合（以下「組合」という。）の設立に際し、組規約附則第2項に規定する共同処理事務（規約第3条第1号に規定する事務）の廃止に関し、下記のとおり確認する。

記

- 1 規約第3条第1号に掲げた事務は、平成10年10月8日及び26日開催の特別区長会で了承された「基本方針」に則り、中間処理の安定的処理体制を確保するため、一定期間共同処理するものであること。
- 2 規約附則第2項の「安定的処理体制の確立」とは、以下の条件を満たした場合を意味すること。
  - (1) 可燃ごみの中間処理について、特別区総体で15パーセント以上の焼却余力が確保されていること。（必要な清掃工場及び灰溶融施設の整備が完了していること。）
  - (2) 地域処理のための各ブロックを構成する関係特別区相互間及び各ブロック相互間において、処理協定が成立していること。
- 3 前項の「安定的処理体制の確立」の確認及び廃止期日は、組規約第2条に定める関係特別区の協議によること。
- 4 規約第3条第1号に規定する事務の共同処理の廃止に伴い生じる次の事項については、特別区長会で協議のうえ、支障がないよう事前に調整すること。
  - (1) 財産の取扱い
  - (2) 財政調整制度上の取扱い
  - (3) その他の廃止に伴い生じる事項
- 5 本覚書について疑義が生じた場合その他本覚書に重大な影響を及ぼす事態が生じた場合は、東京二十三区清掃協議会で協議すること。
- 6 23区長が署名した本覚書の正本は、東京二十三区清掃協議会会長（協議会会長が選任されるまでの間は特別区長会会長）が保管し、23区長は本覚書の正本の写しをそれぞれ保管するものとする。

平成11年7月15日（以下署名）

平成11年（1999）12月 「東京二十三区清掃一部事務組合の設立に関する協議書」を関係特別区において締結、  
清掃一組設立の許可申請を都知事に提出

東京二十三区清掃一部事務組合の設立に関する協議書

千代田区、中央区、港区、新宿区、文京区、台東区、墨田区、江東区、品川区、目黒区、大田区、世田谷区、渋谷区、中野区、杉並区、豊島区、北区、荒川区、板橋区、練馬区、足立区、葛飾区及び江戸川区は、1. 可燃ごみの焼却施設（当該施設と一体の熔融固化施設及びごみ運搬用パイプライン施設を含む。）の整備及び管理運営、2. 1. に掲げる施設以外のごみ処理施設の整備及び管理運営、3. し尿を公共下水道に投入するための施設の整備及び管理運営に関する事務を共同処理するために、地方自治法（昭和22年法律第67号）第284条第2項に基づき、別添のとおり規約を定め、一部事務組合を設立する。

平成11年12月21日

東京二十三区清掃一部事務組合の設立の許可申請書

地方自治法第284条第2項の規定により、下記のとおり一部事務組合の設立の許可を受けたいので申請します。

記

- 1 一部事務組合を設立しようとする地方公共団体（特別区名については記載省略）
- 2 一部事務組合の設立にいたった理由

一部事務組合設立理由書

1 はじめに

各特別区は、「地方自治法等の一部を改正する法律（平成10年法律第54号）」の施行（平成12年4月1日）により、一般廃棄物の収集、運搬及び処分に関する事務の全てに責任を負うこととなります。

2 共同処理方式を選択する理由

特別区が清掃事業を実施するにあたり、以下の理由により一般廃棄物の中間処理について共同処理する必要があります。

(1) 不燃ごみ、粗大ごみ及びし尿の処理について

現在、特別区の存する区域内から排出される「不燃ごみ」、「粗大ごみ」及び「し尿」については、その処理施設等が臨海部に偏在しているという状況にあります。このことから、平成12年4月以降、特別区はこれらの施設を使用し、「不燃・粗大ごみ」の中間処理及び「し尿」の下水道投入施設の運営を共同処理とすることといたしました。

(2) 可燃ごみの中間処理について

平成9年8月「大気汚染防止法」に基づく環境庁告示、同時に「廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則」により、ダイオキシン類の排出基準が新たに定められました。清掃事業の主体となる特別区は、ダイオキシン類の削減計画を緊急課題として、東京都の作成したスリムプラン21を継承し、最優先で取り組んでいく必要があります。しかし、この計画に沿って対策を行うことにより、一部の清掃工場は停止せざるを得ず、清掃工場全体の焼却能力が低下することになります。このためダイオキシン類対策期間中は、清掃工場の焼却余力が少なくなり、清掃工場間の頻繁な搬入調整が必要となるなどの問題が生じます。

このことから、特別区は、清掃工場の安定稼働の確保のために、ダイオキシン類対策期間中、可燃ごみの共同処理を行うことといたしました。

- 3 組合規約の写し
- 4 関係地方公共団体の議決書と会議録（規約に関する部分）

平成12年（2000）2月 都知事、清掃一組の設立を許可

平成12年（2000）3月 「地方自治法等の一部を改正する法律等の施行による都区制度改革実施大綱」を都区  
で合意

<「都区制度改革実施大綱」の主な内容>

移管等事務事業の運営方法

(1) 清掃事業の運営形態

ア 収集・運搬については、各区が実施する。

イ 中間処理については、

(ア) 可燃ごみの中間処理は、一定期間、23区の共同処理とする。

(イ) 不燃・粗大ごみ、し尿の中間処理は、23区の共同処理とする。

ウ 最終処分場については、都が設置・管理する新海面処分場を使用する。

エ 23区の共同処理の形態は、地方自治法第284条に定める一部事務組合及び同法第252条の2に定める協議会とする。

(2) 「移管後の都及び区における清掃事業の実施方法」及び「23区内の清掃事業に関する各区、一部事務組合、協議会の役割分担」についてまとめた。

移管等事務事業に係る人事制度

清掃事業の移管に伴う派遣職員の身分取扱いについてまとめた。

移管等事務事業に係る財産の取扱い

清掃事業の区移管に伴う財産の処理について、「都区制度改革に関するまとめ（協議案）」（平成6年9月）等の内容を踏まえ、次のとおり実施する。

(1) 特別区の清掃事業の用に供される財産は、原則として事業運営主体である特別区及び東京二十三区清掃一部事務組合等に無償譲渡する。

(2) これにより難い場合は、無償貸付等の方法による。

### 3 清掃一組の設立

平成12年（2000）4月 東京二十三区清掃一部事務組合設置・一般廃棄物処理基本計画（平成12年度～23年度）  
策定

都区制度改革の重要な柱である清掃事業の移管に際し、23区において一部事務組合を設立し、可燃ごみ・不燃ごみ・粗大ごみの中間処理、し尿の公共下水道への投入について共同で行うこととされた。

<東京二十三区清掃一部事務組合の事務>

① 可燃ごみの焼却施設（当該施設と一体の熔融固化施設及びごみ運搬用パイプライン施設を含む。）の整備及び管理運営

② 上記①以外のごみ処理施設の整備及び管理運営

③ し尿を公共下水道に投入するための施設の整備及び管理運営

なお、①の「可燃ごみの焼却施設の整備及び管理運営」については、規約附則で「平成17年度末日を目途に関係特別区が協議し、関係特別区による当該事務の安定的処理体制の確立をもって、共同処理を廃止するものとする。」とした。

### 4 清掃一組設立後の動き

平成13年（2001）10月 清掃一組評議会において、中野区、新宿区等からの用地取得要請について審議  
事務局に検討下命、検討結果を清掃一組評議会に諮ることとした。

平成14年（2002）6月 清掃一組評議会において、事務局が「一般廃棄物処理基本計画見直し検討会報告」を説  
明

\*用地取得の可否については、特別区長会が検討し、評議会に諮るとして、最終結論は持ち越しとなる。

⇒用地取得の可否について、「地域処理」に関する検討とあわせて、23区が検討

## 平成15年（2003）7月 特別区長会において「特別区における一般廃棄物の中間処理について」を確認

＜特別区における一般廃棄物の中間処理について＞

- ① 23区は、工場のある区もない区も相互に協調・連携し、全体の責任として、特別区の区域から排出される一般廃棄物の安定的な中間処理体制を確保することを確認する。
- ② その上で、ごみ量の減少、危機的な財政状況、中間処理をめぐる諸課題等の状況変化を踏まえるならば、今新たな清掃工場の必要性はない。そこで、清掃一部事務組合に対しては、この視点に立って施設整備計画の見直しに取り組むよう回答する。
- ③ 今後の特別区における中間処理のあり方については、平成6年の「協議案」にとらわれることなく、改めて区長会で協議することとする。

## 平成15年（2003）8月 清掃一組「一般廃棄物処理基本計画」変更

施設整備計画部分で、新宿・荒川・中野地区清掃工場の建設計画を削除

## 平成15年（2003）11月 特別区長会において「特別区における安定的な中間処理のあり方について」（当分の間、清掃一組による中間処理の継続）方針を確認

平成15年11月14日の「特別区長会自治研究会第2分科会報告」（今後の特別区における安定的な中間処理のあり方の研究）を区長会の方針とすることを確認する。

＜報告の要旨＞

- ① 特別区における中間処理は、平成18年4月1日以降も当分の間、東京二十三区清掃一部事務組合による共同処理により行うのが望ましいと考える。その際、清掃一部事務組合の抜本的な改革を行い、効率的・効果的な運営を図るべきである。
- ② 23区間に中間処理に係る様々なアンバランスが存在しているため、清掃一部事務組合による共同処理を継続していくにあっても、その是正のための検討を行っていく必要がある。
- ③ 清掃一部事務組規則の附則と設立にあたっての覚書の取扱いについて、清掃協議会で整理する必要がある。

## 平成15年（2003）11月 特別区長会が清掃事業に関する24課題をとりまとめ、助役会等に検討を下命

## 平成16年（2004）6月 助役会「清掃一組の抜本的な改革のあり方」について検討結果をとりまとめ報告

＜「清掃一組の抜本的な改革のあり方」報告要旨＞

抜本的改革のメニュー

- I 計画体系の整備
  - 1 責任ある経営主体としての諸計画の策定
  - 2 計画策定に伴う計画評価手法の確立
- II 経営体制の整備
  - 1 評議会下部機関の設置
  - 2 各機関の連携体制の整備
  - 3 技術・事業開発の推進
- III 抜本的な行政改革の推進
  - 1 行政改革プランの策定
  - 2 本庁・工場組織の再構築
  - 3 現行委託業務内容の精査
  - 4 委託業務の拡大
  - 5 新たな施設整備・運営手法の導入
- IV 情報の透明性の確保
  - 1 清掃一部事務組合情報の伝達ルートの確立
  - 2 情報の双方向化の確保
  - 3 積極的な情報公開



## 平成16年（2004）9月 特別区長会「清掃一組の抜本的な改革のあり方」について一部了承

### ○経営体制の整備

「清掃一組の経営体制の整備のためには、管理者を中心とし、各区長が管理者をサポートする体制が必要である。そのため、まず、直ちに実施可能な方法として、定期的に区長会役員会が清掃一組常勤の副管理者から経営等に関する十分な説明をうけて実質的な議論を行い、その結果を評議会に報告して全体の議論を深める、という運営を行っていく。」

### ○計画体系の整備

「計画体系については、助役会報告のとおり整備を行うものとし、上記の運営体制のなかで方針等を議論する。」

## 平成16年（2004）10月 一般廃棄物処理基本計画策定検討準備委員会及びワーキンググループの設置

## 平成17年（2005）4月 清掃一組評議会及び全員協議会、一般廃棄物処理基本計画「施設整備計画」（素案）について了承

## 平成17年（2005）4月 特別区長会「東京二十三区清掃一部事務組合の人事上の取扱いについて」了承

### <「東京二十三区清掃一部事務組合の人事上の取扱いについて」要旨抜粋>

清掃一組の職員について、現計画上の新規4施設の稼動に伴う定数増を行わないことを、平成17年1月14日区長会総会において了承したところである。

その上で、平成18年度から平成20年度までの3年間で暫定的期間とし、下記の6項目の方針により取り扱うことを確認する。

今後直ちに、清掃一組の管理者・副管理者及び役員区長を構成員とする清掃一組経営委員会を設置し、清掃一組の経営のあり方やアウトソーシングの方向等とあわせて平成21年度以降の扱いの検討を行い、その検討結果に基づき改めて区長会総会で暫定的期間後の取扱いを確認することとする。

- 1 清掃一組の業務に従事している平成18年4月身分切替対象の都派遣職員は、職種を問わず、清掃一組に身分を帰属させる。
- 2 各区から清掃一組に派遣している技術系職員は、人事交流により清掃一組に身分を切り替えることができる。
- 3 各区から清掃一組に派遣している事務系職員は、引き続き地方自治法上の派遣を行う。
- 4 清掃一組の本庁及び工場等の職務に従事する管理職員は、各区からの派遣の場合を除き、清掃一組に身分を帰属させる。
- 5 清掃一組は、上記区長会了承事項を踏まえた採用計画に基づき、技術系職員の採用を行う。その際、採用計画、毎年度の採用の具体的内容等に関して、清掃一組経営委員会において検討を行った後、区長会総会の了承を得るものとする。
- 6 清掃一組に派遣する職員については、各区がそれぞれの区から排出されるごみ量に応じて派遣数を分担する。また、清掃一組の安定的かつ責任ある運営が可能となるよう派遣期間等の条件を見直す。

## 平成17年（2005）5月 清掃一組経営委員会発足

### <経営委員会の設置について>

#### 1 設置目的

「評議会事前打合せ会（平成16年9月16日区長会了承）の趣旨及び「清掃一組の人事上の取扱いについて」（平成17年4月15日区長会総会了承）を踏まえて、今後の清掃一組の事業運営をより効率的かつ適正なものにするため経営委員会を設置する。

#### 2 所掌事項

- (1) 組合の経営に係る特に重要な事項について審議する

〔清掃一組の経営のあり方・アウトソーシングの方向（経営計画）、平成21年度以降の人事上の取扱い等〕

- (2) 評議会から依頼された検討事項について審議する

- (3) 議会に関すること

#### 3 構成メンバー

管理者、両副管理者、役員区長、大田区長（第2分科会座長）

#### 4 運営方法

- (1) 経営委員会は評議会に先行して詳細で集中的な検討を行い途中経過及び検討結果を評議会へ報告する。
- (2) 経営委員会は評議会において検討を要するものとされた案件を審議し、その結果を評議会に報告する。

- 平成17年（2005）9月 清掃一組評議会、アウトソーシングの進め方及び「経営計画」等の取組内容について了承
- 平成17年（2005）10月 清掃一組評議会及び全員協議会、「経営計画（原案）」・「経営改革プラン（原案）」を了承
- 平成17年（2005）11月 清掃一組評議会及び全員協議会、「一般廃棄物処理基本計画（原案）」を了承
- 平成18年（2006）1月 「経営計画（平成18年度～32年度）」・「経営改革プラン（平成18年度～20年度）」・「一般廃棄物処理基本計画（平成18年度～32年度）」策定
- 平成18年（2006）3月 「財政計画（平成18年度～32年度）」策定
- 平成18年（2006）4月 アウトソーシングの取組として、練馬清掃工場、有明清掃工場の運転管理業務の一部等を委託
- 平成18年（2006）10月 アウトソーシング及び売電収入向上の取組として、清掃一組と東京ガス株式会社との出資による合弁会社「東京エコサービス株式会社」を設立
- 平成19年（2007）3月 「財政計画 改訂版2007（平成19年度～21年度）」策定
- 平成19年（2007）4月 アウトソーシングの取組として、大田清掃工場、杉並清掃工場の運転管理業務の一部等を委託
- 平成19年（2007）9月 特別区長会「東京二十三区清掃一部事務組合の人事上の取扱いについて」了承

#### <「東京二十三区清掃一部事務組合の人事上の取扱いについて」要旨抜粋>

清掃一組の職員について、21年度以降の人事上の取扱いについて、安全で安定的な工場運営にとって不可欠な職員の能力を維持・継承していくため、下記のとおり確認された。

- 1 各区から清掃一組に派遣している事務職員のうち希望者は、人事交流により清掃一組に身分を切り替えることができるものとする。
- 2 清掃一組は、事務職員の採用を行うことができるものとする。その際、各年度の採用計画に関しては、清掃一組経営委員会において検討を行った後、清掃一組評議会の了承を得るものとする。
- 3 設備管理職員について、将来的に補充の必要性が生じた場合には、清掃一組経営委員会において検討を行い、清掃一組評議会の了承を得たうえで採用できるものとする。

- 平成20年（2008）3月 「財政計画 改訂版2008（平成20年度～22年度）」策定
- 平成20年（2008）4月 アウトソーシングの取組として、北清掃工場、墨田清掃工場、江戸川清掃工場の運転管理業務の一部等を委託。また、練馬清掃工場、有明清掃工場、大田清掃工場、杉並清掃工場の運転管理業務の全部を委託
- 平成20年（2008）4月 平成17年4月、平成19年9月に区長会総会において確認された「清掃一組の人事上の取扱い」における人事交流については、平成21年度から特別区相互間が実施していることと同様に行う。
- 平成20年（2008）10月 人材育成の取組として、清掃技術訓練センターを新江東清掃工場内に開設

- 平成21年（2009）3月 「経営改革プラン2009（平成21年度～）」及び「財政計画 改訂版2009（平成21年度～23年度）」策定
- 平成21年（2009）3月 一般廃棄物処理基本計画改定検討委員会の設置
- 平成21年（2009）4月 アウトソーシングの取組として、北清掃工場、墨田清掃工場、江戸川清掃工場の運転管理業務の全部を委託
- 平成22年（2010）2月 「一般廃棄物処理基本計画（平成22年度～32年度）」改定
- 平成22年（2010）3月 建替えにより、練馬清掃工場の運転管理等業務委託を中止
- 平成22年（2010）3月 「財政計画 改訂版2010（平成22年度～24年度）」策定
- 平成22年（2010）4月 アウトソーシングの取組として、港清掃工場、千歳清掃工場の運転管理業務等を委託
- 平成23年（2011）3月 「財政計画 改訂版2011（平成23年度～25年度）」策定
- 平成23年（2011）4月 アウトソーシングの取組として、豊島清掃工場の運転管理業務等を委託
- 平成24年（2012）3月 建替えにより、杉並清掃工場の運転管理等業務委託を中止
- 平成24年（2012）3月 「財政計画 2012（平成24年度～26年度）」策定
- 平成25年（2013）3月 「財政計画 2013（平成25年度～27年度）」策定
- 平成25年（2013）4月 アウトソーシングの取組として、品川清掃工場、多摩川清掃工場、世田谷清掃工場、板橋清掃工場、足立清掃工場、葛飾清掃工場の受付搬入等業務を委託
- 平成25年（2013）11月 一般廃棄物処理基本計画改定検討委員会の設置
- 平成26年（2014）3月 「財政計画 2014（平成26年度～28年度）」策定
- 平成26年（2014）4月 大田清掃工場の運転管理等業務は、第一工場については休止。10月稼働の新工場においては、アウトソーシングの取組として、これまでの運転管理等業務の範囲に加え、施設・設備管理や保全業務等の部門も新たに含めた形で委託
- 平成27年（2015）2月 「経営計画（平成18年度～32年度）」改訂
- 平成27年（2015）2月 「経営改革プラン 2015（平成27年度～32年度）」策定
- 平成27年（2015）2月 「一般廃棄物処理基本計画（平成27年度～41年度）」改定
- 平成27年（2015）3月 「財政計画 2015（平成27年度～29年度）」策定
- 平成27年（2015）4月 アウトソーシングの取組として、中央清掃工場、渋谷清掃工場の受付搬入等業務を委託
- 平成27年（2015）11月 千歳清掃工場の運転管理等業務委託を受付搬入等業務委託に変更。また、世田谷清掃工場の受付搬入等業務委託を運転管理等業務委託に変更
- 平成28年（2016）4月 「財政計画 2016（平成28年度～30年度）」策定
- 平成28年（2016）4月 「東京二十三区清掃一部事務組合 15年間の財政状況（平成12年度～26年度）」作成
- 平成29年（2017）3月 「財政計画 2017（平成29年度～31年度）」策定
- 平成30年（2018）3月 「財政計画 2018（平成30年度～32年度）」策定

- 平成30年（2018）5月 一般廃棄物処理基本計画改定検討委員会の設置
- 平成31年（2019）4月 大田清掃工場の業務委託に定期補修工事等も新たに含めた包括的な委託内容に変更
- 令和2年（2020）3月 「財政計画2020（令和2年度～4年度）」策定
- 令和2年（2020）4月 アウトソーシングの取組として、練馬清掃工場の運転管理等業務と受付搬入等業務の一部を委託
- 令和2年（2020）9月 建替えにより、江戸川清掃工場の運転管理等業務委託を中止
- 令和3年（2021）2月 「基本計画（令和3年度～17年度）・実施計画（令和3年度～7年度）」策定  
「一般廃棄物処理基本計画（令和3年度～16年度）」改定
- 令和3年（2021）3月 「財政計画2021（令和3年度～5年度）」策定

# 東京二十三区清掃一部事務組合同規約〈総務部総務課〉

平成十二年二月二十一日 東京都知事許可  
改正 平成十七年四月二十八日  
平成十九年三月二十七日

## 第一章 総則

(組合の名称)

第一条 この組合は、東京二十三区清掃一部事務組合（以下「組合」という。）という。

(組合を組織する地方公共団体)

第二条 組合は、左の特別区（以下「関係特別区」という。）をもって組織する。

— 特別区名については記載省略 —

(組合の共同処理する事務)

第三条 組合は、次に掲げる事務を共同処理する。

- 一 可燃ごみの焼却施設（当該施設と一体の溶融固化施設及びごみ運搬用パイプライン施設を含む。）の整備及び管理運営
- 二 前号に掲げる施設以外のごみ処理施設の整備及び管理運営
- 三 し尿を公共下水道に投入するための施設の整備及び管理運営

(組合の事務所の位置)

第四条 組合の事務所は、東京都千代田区飯田橋三丁目五番一号に置く。

## 第二章 組合の議会

(組合議会の設置)

第五条 組合に組合議会を置く。

(議員の定数)

第六条 組合議会の議員の定数は二十三人とし、関係特別区の定数は各一人とする。

(組合議会の議員)

第七条 組合議会の議員は、関係特別区の議会の議長の職にある者をもって充てる。

2 議長の職にある者が欠けたときは、副議長の職にある者をもって充てる。

(議員の任期)

第八条 組合議会の議員の任期は、関係特別区の議会の議長の任期による。

2 前条第二項の規定により副議長の職にある者が組合議会の議員となる場合の任期は、関係特別区の議会の副議長の任期による。

## 第三章 組合の執行機関

(管理者等の設置等)

第九条 組合に管理者一人及び副管理者二人を置く。

2 管理者は、関係特別区の区長のうちから互選する。

3 副管理者は、関係特別区の区長及び知識経験を有する者のうちから各一人を管理者が組合議会の同意を得て選任する。

(管理者等の任期等)

第十条 管理者及び副管理者の任期は、二年とする。

2 副管理者は、管理者を補佐し、管理者に事故があるときは、あらかじめ定めた順序によりその職務を代理する。

3 前条第一項に定めるもののほか、会計管理者一人を置く。

4 前条第一項及び前項に定めるもののほか、組合に必要な職員を置き、その定数は条例で定める。

5 前項の職員は、管理者が任免する。

(常勤の特別職)

第十一条 知識経験を有する者のうちから選任される副管理者は、これを常勤とする。

(評議会)

第十二条 組合に評議会を置く。

- 2 評議会は、管理者及び副管理者である関係特別区の区長を除いた関係特別区の区長をもって構成する。
- 3 評議会は、組合議会に提案すべき議案その他組合の運営に係る重要事項について審議する。

(監査委員の設置等)

第十三条 組合に監査委員三人を置く。

- 2 監査委員は、組合議会の議員のうちから一人、財務管理及び事業の経営管理についての専門知識又は経験を有する者のうちから二人を管理者が組合議会の同意を得て選任する。
- 3 監査委員の任期は、二年とする。ただし、組合議会の議員のうちから選任される者にあつては組合議会の議員の任期とする。

(監査委員の事務局の設置等)

第十四条 監査委員に事務局を置く。

- 2 事務局に事務局長、書記その他の職員を置き、その定数は条例で定める。
- 3 前項に定める事務局長、書記その他の職員は、代表監査委員が任免する。

#### 第四章 組合の経費

(経費の支弁方法)

第十五条 組合に必要な経費は、関係特別区の出金、手数料その他の組合の収入をもって充てる。

(分担金の決定)

第十六条 前条に規定する分担金の額は、組合議会の議決を経て管理者が定める。

附 則

- 1 この規約は、平成十二年四月一日から施行する。
- 2 第三条第一号の事務については、平成十七年度末日を目途に関係特別区が協議し、関係特別区による当該事務の安定的処理体制の確立をもって、共同処理を廃止するものとする。

附 則 (平成十七年四月二十八日)

この規約は、平成十七年六月二十七日から施行する。

附 則 (平成十九年三月二十七日)

この規約は、平成十九年四月一日から施行する。

## 清掃一組分掌事務（組織規則等）〈総務部総務課〉

### 【議決機関】

#### 〔議会事務局〕

- ・本会議に関する事。
- ・委員会に関する事。
- ・議決事件の処理及び報告に関する事。
- ・会議録に関する事。
- ・議案の調査及び立案に関する事。
- ・陳情、請願等の受理及び処理に関する事。

### 【執行機関】

#### 〔総務部〕

##### 〈総務課〉

- ・議会に関する事。
- ・評議会及び経営委員会に関する事。
- ・清掃協議会及び各区との連絡調整に関する事。
- ・庁内管理に関する事。
- ・災害対策に関する事。
- ・秘書事務に関する事。
- ・組合の組織に関する事。
- ・出資団体に関する事。
- ・公益通報者保護に関する事。
- ・中間処理施設等の電気保安その他電気事業法に関する事。
- ・広報及び広聴に関する事。
- ・施設見学等の連絡調整に関する事。
- ・報道機関等との連絡調整に関する事。
- ・基本的人権の擁護の推進及び啓発に関する事。
- ・条例、規則及び訓令並びに特命による文書の立案に関する事。
- ・事務事業に関する法規の調査及び解釈に関する事。
- ・文書の審査及び公印の管守に関する事。
- ・訴訟、和解及び行政不服申立てに関する事。
- ・行政不服審査会及び個人情報保護審議会に関する事。

##### 〈企画室〉

- ・組合の事業の総合的な企画及び実施に係る調整に関する事。
- ・安定的な廃棄物処理に係る運営体制の構築に関する事。
- ・組合の経営改革施策の実施及び経営評価手法に関する事。
- ・調査及び統計に関する事。
- ・一般廃棄物処理計画及び循環型社会形成推進地域計画に関する事。
- ・職員の定数管理に関する事。
- ・情報システムに係る整備計画、運用及び指導に関する事。
- ・東京23区廃棄物情報管理システムに係る企画、立案及び指導に関する事。
- ・ネットワークの運用及び管理に関する事。
- ・情報セキュリティ対策に関する事。

##### 〈職員課〉

- ・職員の任免、分限、懲戒、表彰、服務その他人事に関する事。
- ・派遣元等との連絡調整に関する事。
- ・職員の福利厚生に関する事。
- ・職員の給与、諸手当及び旅費に関する事。
- ・職員団体（労働組合）に関する事。
- ・職員の勤務時間等勤務条件に関する事。
- ・職員の安全管理、健康管理及び衛生管理に関する事。
- ・組合安全衛生委員会及び本庁衛生委員会に関する事。
- ・研修計画の策定及び実施に関する事。
- ・人材育成計画に関する事。

##### 〈財政課〉

- ・財政の計画及び調査に関する事。
- ・予算の編成、配当及び執行管理に関する事。
- ・組合債及び一時借入金に関する事。
- ・事業に係る原価計算に関する事。
- ・予算の管理及び財政運営に関する事。

##### 〈契約管財課〉

- ・物品の購買、工事、修繕その他請負契約に関する事。
- ・財産管理の総合調整に関する事。
- ・財産価格審議会の運営に関する事。
- ・物品の購買、工事、修繕及びその他請負契約に係る検査に関する事。
- ・庁用自動車の管理及び配車に関する事。
- ・事業用地等の取得に関する事。
- ・事業用地等の取得に係る物件等の移転及び損失補償に関する事。

##### 〈事業調整課〉

- ・清掃協議会（清掃協議会兼務）に係る事務に関する事。
- ・清掃事業月報、年報等に関する事。
- ・各種会議体（部課長会等）の運営に関する事。
- ・ごみ・し尿収集作業計画に関する事。
- ・適正処理困難物等の対策に関する事。

##### 〔清掃技術訓練センター〕

- ・センターの管理及び運営に関する事。
- ・職員研修における清掃技術訓練の実施に関する事。
- ・清掃技術の研究に関する事。
- ・技術委員会に関する事。
- ・清掃技術資料の収集に関する事。

##### 〔清掃事業国際協力室〕

##### 〈清掃事業国際協力課〉

- ・清掃事業国際協力に係る事業の企画、調整及び実施に関する事。
- ・清掃事業国際協力に係る広報及び広聴に関する事。
- ・清掃事業国際協力に係る清掃技術の情報の発信及び収集に関する事。

〔施設管理部〕

<管 理 課>

- ・ 中間処理施設等の管理運営及び連絡調整に関する事
- ・ 運営協議会等に関する事
- ・ 23区連携事業に関する事
- ・ 廃棄物の搬入計画及び焼却計画の策定に関する事
- ・ 廃棄物の搬入調整に関する事
- ・ 焼却残灰等の搬出計画に関する事
- ・ 廃棄物の受入れに係る調査及び指導に関する事
- ・ 持込承認に関する事
- ・ 産業廃棄物の搬入承認に関する事
- ・ 持込みごみ等の処理手数料に関する事
- ・ 持込みごみ等の処理手数料の債権管理、収納促進及び滞納整理に関する事
- ・ 焼却灰等の資源化事業に関する事

<技 術 課>

- ・ 中間処理施設等の技術的標準化及び指導に関する事
- ・ 中間処理施設等の技術的資料の収集及び分析に関する事
- ・ 中間処理施設等の保安対策に関する事
- ・ ISO14001の認証取得及び維持更新に関する事
- ・ 工事等の設計及び監督に必要な基準の整備及び技術調査に関する事
- ・ 工事等の計画調整及び促進に関する事
- ・ 工事等の起工及びしゅん工に関する事
- ・ 工事台帳に関する事
- ・ 工事等に係る施設引継ぎに関する事
- ・ 発電施設及び電気施設の管理運営及び連絡調整に関する事
- ・ エネルギー売払いの計画及び実施に関する事
- ・ 電気保安に係る連絡調整に関する事
- ・ エネルギーの有効利用に関する事
- ・ 中間処理施設等の公害防止に係る資料の収集、分析及び統計調査に関する事
- ・ 中間処理施設等の公害防止に係る技術改善、技術開発及び技術的指導に関する事
- ・ 中間処理施設等の薬剤購入等に関する事
- ・ 中間処理施設に搬入される廃棄物の性状調査に関する事

<施 設 課>

- ・ 中間処理施設等の業務委託の管理に関する事
- ・ 中間処理施設等の業務委託の実施に係る連絡調整、情報収集に関する事
- ・ 工事等の計画調整及び促進に関する事
- ・ 工事等の起工及びしゅん工に関する事
- ・ 工事台帳に関する事
- ・ 中間処理施設等の補修に係る計画及び実施に関する事
- ・ 中間処理施設等の施設整備に係る計画及び実施に関する事
- ・ 中間処理施設等の維持管理及び技術改善に関する事

- ・ 中間処理施設等の工事の検査及び監督に係る連絡調整に関する事
- ・ 中間処理施設等の建築工事（維持管理に関することに限る。）に係る設計支援並びに施工及び監督に係る連絡調整に関する事
- ・ 中間処理施設等の建築工事（維持管理に関することに限る。）に係る官公庁及び関係機関に対する連絡調整に関する事
- ・ 清掃工場の施設改善技術に関する事
- ・ 清掃工場の適正な施設管理、設計、積算、工事監督及び整備に係る技術管理指導等に関する事
- ・ 清掃工場の延命化に係る計画及び実施に関する事
- ・ 清掃工場の延命化に係る環境影響評価及び周辺地域の生活環境に及ぼす影響についての調査に関する事
- ・ 清掃工場の延命化に係る事業実施後の環境影響評価に関する事
- ・ 清掃工場の延命化に係る官公庁及び関係機関に対する連絡調整に関する事
- ・ 清掃工場の延命化に伴う工事の検査及び監督に係る連絡調整に関する事

〔清掃工場等〕

19清掃工場、中防処理施設管理事務所が本庁行政機関として設置されている。各出先機関の主な所掌事務は次のとおりである。

<清 掃 工 場>

- ・ 清掃工場の管理及び運営に関する事
- ・ 廃棄物の焼却に関する事
- ・ 残灰等の処分に関する事
- ・ 公害防止の総括及び施設見学等に関する事
- ・ 廃棄物処理手数料の徴収に関する事
- ・ 発電、エネルギー管理及び地球温暖化対策に関する事
- ・ 施設及び設備機器の維持管理及び補修工作に関する事

<中防処理施設管理事務所>

- ・ 中防不燃ごみ処理センターの管理及び運営に関する事
- ・ 京浜島不燃ごみ処理センター等の管理及び運営に関する事
- ・ 粗大ごみ破砕処理施設等の管理及び運営に関する事
- ・ 中防灰溶融施設の管理及び運営に関する事
- ・ 揚陸施設の管理及び運営に関する事
- ・ 中間処理残さの輸送に関する事
- ・ 公害防止の総括及び施設見学に関する事
- ・ 廃棄物処理手数料の徴収に関する事
- ・ 発電、エネルギー管理及び地球温暖化対策に関する事
- ・ 施設及び設備機器の補修整備及び保守委託に関する事



〔建設部〕

<計画推進課>

- ・ 中間処理施設等の建設計画及び整備計画の進行管理に関する事。
- ・ 中間処理施設等の建設及び整備に係る交付金等の申請及び精算に関する事。
- ・ 工事計画の調整及び進捗に関する事。
- ・ 工事の起工及び工事台帳の管理並びにしゅん工後の施設引継ぎに関する事。
- ・ 工事の設計照査並びに工事監督及び検査に係る連絡調整に関する事。
- ・ 中間処理施設等の整備計画の策定及び進捗に関する事。
- ・ 中間処理施設等の整備に係る環境影響評価及び周辺地域の生活環境に及ぼす影響についての調査に関する事（他の部に属するものを除く。）。
- ・ 中間処理施設等の整備に係る事業実施後の環境影響評価に関する事（他の部に属するものを除く。）。
- ・ 中間処理施設等の整備に係る都市計画法等の定める手続に関する事。
- ・ 中間処理施設等の環境保全に係る技術情報の収集及び分析に関する事。

<建設課>

- ・ 中間処理施設等の建設及び整備に係る実施計画、工事監理、試運転及び工事完了後における機械及び電気設備の調整に関する事。
- ・ 機種選定委員会等に関する事。
- ・ 中間処理施設等の建設及び整備に係る機械及び電気設備工事における設計、施工及び監督に関する事。
- ・ 中間処理施設等の建設及び整備に係る機械及び電気設備工事における設計基準書及び発注仕様書の作成、機種選定事務等に関する事。
- ・ 中間処理施設等の建設に係る実施設計、工事の施工及び監督並びに試運転に関する事。
- ・ 中間処理施設等の建設工事の積算に関する事。
- ・ 中間処理施設等の建設工事に伴う官公庁及び関係機関に対する諸出願及び連絡調整に関する事。
- ・ 中間処理施設等の建設に係る引継調整及び瑕疵判定基準の調整に関する事。
- ・ 中間処理施設等の建設及び整備に係る実施計画、工事監理及び工事完了後における建築の調整に関する事。
- ・ 中間処理施設等の建設に係る建築工事における設計基準書及び発注仕様書の作成に関する事。
- ・ 中間処理施設等の建設及び整備に係る実施計画、工事監理及び工事完了後における土木の調整に関する事。
- ・ 中間処理施設等の建設に係る土木工事における設計基準書及び発注仕様書の作成に関する事。

〔会計室〕

- ・ 現金（基金に属する現金を含む。）の出納保管に関する事。
- ・ 有価証券（公有財産又は基金に属するもの若しくは担保物を含む。）の出納保管に関する事。
- ・ 物品の出納保管に関する事。
- ・ 決算の調製に関する事。
- ・ 指定金融機関に関する事。
- ・ 収入通知及び支出命令の審査に関する事。
- ・ 支出負担行為の確認に関する事。

〔監査事務局〕

- ・ 定期監査の実施に関する事。
- ・ 工事監査の実施に関する事。
- ・ 決算の審査に関する事。
- ・ 例月出納検査の実施に関する事。
- ・ 住民監査請求に基づく監査の実施に関する事。

# 東京二十三区清掃一部事務組合廃棄物処理条例〈施設管理部管理課〉

平成十二年四月一日条例第四十三号  
改正 平成十二年九月二十六日条例第四十五号  
平成十三年二月二十三日条例第八号  
平成十五年十二月二十五日条例第四号  
平成十九年九月二十六日条例第十号  
平成十九年十二月十九日条例第十一号  
平成二十三年二月二十二日条例第十号  
平成二十四年四月一日条例第一号  
平成二十四年六月二十七日条例第二号  
平成二十四年十二月二十一日条例第六号  
平成二十五年二月二十六日条例第二号  
平成二十五年十二月二十四日条例第五号  
平成二十九年二月二十七日条例第六号  
令和二年十二月二十四日条例第四号

## 目次

- 第一章 総則（第一条—第三条）
- 第二章 廃棄物の適正処理（第四条—第八条）
- 第三章 廃棄物処理手数料（第九条—第十三条）
- 第四章 生活環境影響調査結果の縦覧等（第十四条—第十七条）
- 第五章 雑則（第十八条—第二十条）

## 附則

### 第一章 総則

#### （目的）

第一条 この条例は、東京二十三区清掃一部事務組合（以下「組合」という。）が管理運営する処理施設等で受け入れる廃棄物の処理に関して必要な事項を定めることを目的とする。

#### （定義）

第二条 この条例における用語の意義は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和四十五年法律第三百七十七号。以下「法」という。）の例による。

2 この条例において次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- 一 家庭廃棄物 一般の日常生活に伴って生じた廃棄物をいう。
- 二 転居廃棄物 家庭廃棄物のうち、転居の際に排出されたもので、転居する者のやむを得ない事情により、引越荷物運送業者が、当該転居者からの委任を受け、営利を目的とせず、に所定の場所まで運搬し、特別区の区長又は一般廃棄物収集運搬業者に引き渡すものをいう。
- 三 事業系一般廃棄物 事業活動に伴って生じた廃棄物のうち、産業廃棄物以外の廃棄物をいう。
- 四 処理施設 組合が管理運営するごみ処理施設（第六号に規定する運搬施設を除く。）をいう。
- 五 投入施設 組合が管理運営するし尿を公共下水道に投入するための施設をいう。
- 六 運搬施設 組合が管理運営するごみ運搬用パイプライン施設をいう。

#### （処理対象廃棄物）

第三条 管理者が処理する廃棄物は、次に掲げるものとする。

- 一 次条第一項に規定する一般廃棄物処理計画に適合する家庭廃棄物、事業系一般廃棄物及び一般廃棄物とあわせて処理する産業廃棄物
- 二 その他管理者が処理することが必要であると認める廃棄物

### 第二章 廃棄物の適正処理

#### （一般廃棄物処理計画）

第四条 管理者は、法第六条第一項に規定する一般廃棄物の処理に関する計画（以下「一般廃棄物処理計画」という。）

を定め、これを告示するものとする。

2 管理者は、一般廃棄物処理計画に重要な変更があったときは、その都度告示するものとする。

3 管理者は、一般廃棄物とあわせて処理する産業廃棄物を処理する場合は、一般廃棄物処理計画に含めるものとする。

(処理)

第五条 管理者は、一般廃棄物処理計画に従い、一般廃棄物及び一般廃棄物とあわせて処理する産業廃棄物を処理しなければならない。

2 前項に規定する一般廃棄物及び一般廃棄物とあわせて処理する産業廃棄物の処理の基準は、東京二十三区清掃一部事務組合規則（以下「組合規則」という。）で定める。

(中小企業者等の産業廃棄物)

第六条 管理者は、組合規則で定める中小企業者から排出される産業廃棄物その他処理施設で処理することが必要であると認める産業廃棄物（以下「中小企業者等の産業廃棄物」という。）を処理することができる。

2 管理者は、中小企業者等の産業廃棄物を処理する場合には、その受入れに関し必要な事項を定め、これを告示するものとする。

(受入基準)

第七条 廃棄物を処理施設又は投入施設に搬入する者及び運搬施設を利用する者は、組合規則で定める受入基準に従わなければならない。

(受入拒否)

第八条 管理者は、廃棄物を処理施設又は投入施設に搬入する者及び運搬施設を利用する者に対し、次の各号のいずれかに該当する場合は、その受入れを拒否することができる。

一 前条の受入基準に従わないとき。

二 その他管理者が受け入れることが適当でないとき。

### 第三章 廃棄物処理手数料

(廃棄物処理手数料)

第九条 管理者は、廃棄物（特別区の区長が、自ら排出するものを含み、特別区の区域内において収集するものを除く。）の処理について、別表の上欄に掲げる者から同表下欄に掲げる廃棄物処理手数料を徴収する。

2 管理者は、別表に掲げる廃棄物処理手数料について、重量を基準にして算定することが著しく実情に合わないとき、認めるときは、組合規則で定めるところにより、重量以外の基準により算定することができる。

(手数料の減免)

第十条 管理者は、天災その他特別の理由があると認めるときは、前条の廃棄物処理手数料を減額し、又は免除することができる。

(督促)

第十一条 第九条に規定する廃棄物処理手数料を納期限までに納付しない者があるときは、納期限経過後二十日以内に組合規則で定める督促状を発行して督促する。

2 前項の督促状には、その発行の日から十五日以内において納付すべき期限を指定する。

(滞納者に対する措置)

第十一条の二 管理者は、第九条に規定する廃棄物処理手数料を納期限までに納付しない者に対し、期間を定めて処理施設への廃棄物の搬入及び運搬施設の利用を停止させることができる。

(延滞金の額及び徴収方法)

第十二条 第十一条の規定による督促をした場合においては、当該廃棄物処理手数料の金額に、第十一条第一項の納期限の翌日から納付の日までの期間の日数に応じ、その金額（千円未満の端数があるとき、又は二千円未満であるときは、その端数金額又はその全額を切り捨てる。）に年十四・六パーセント（督促状に指定する期限までの期間については年七・三パーセント）の割合を乗じて計算した金額に相当する延滞金額を加算して徴収する。

2 延滞金の確定金額に百円未満の端数があるとき、又はその全額が千円未満であるときは、その端数金額又はその全額を切り捨てる。

3 第一項に規定する年当たりの割合は、<sup>じゅん</sup>閏年の日を含む期間についても、三百六十五日当たりの割合とする。

(延滞金額の減免)

第十三条 第九条に規定する廃棄物処理手数料を納付すべき者が、災害その他やむを得ない理由により納期限までに納付できなかったときは、前条の規定による延滞金額を減額し、又は免除することができる。

#### 第四章 生活環境影響調査結果の縦覧等

(縦覧等の対象施設)

第十四条 法第九条の三第二項(同条第九項において準用する場合を含む。)の規定による同条第一項に規定する調査(以下「生活環境影響調査」という。)の結果を記載した書類(以下「調査書」という。)の縦覧及び意見書の提出の対象となる一般廃棄物処理施設(以下「対象施設」という。)は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令(昭和四十六年政令第三百号)第五条第一項に規定するごみ処理施設とする。

(縦覧の期間及び場所)

第十五条 管理者は、対象施設に係る生活環境影響調査をしたときは、組合規則に定めるところにより、調査書を縦覧に供する旨を告示し、告示の日の翌日から起算して三十日間、組合の事務所その他対象施設が所在し、又は所在することとなる特別区の事務所等管理者が必要と認める場所において当該調査書を縦覧に供するものとする。

(意見書の提出)

第十六条 前条の規定により管理者が調査書を縦覧に供したときは、当該対象施設の設置又は変更に関し利害関係を有する者は、同条の縦覧に供する旨の告示の日の翌日から起算して四十五日以内に、生活環境の保全上の見地からの意見書を管理者に提出することができる。

(環境影響評価との関係)

第十六条の二 対象施設の設置又は変更が東京都環境影響評価条例(昭和五十五年東京都条例第九十六号)第二条第五号の対象事業に当たる場合であって、同条例第五十八条に規定する環境影響評価書(生活環境影響調査に相当する内容を有するものに限る。)を知事に提出したときは、前二条に定める手続を経たものとみなす。

(関係する市町村の長との協議)

第十七条 管理者は、生活環境影響調査を実施した地域に特別区の存する区域に属しない地域が含まれているときは、当該地域を管轄する市町村の長に調査書の写しを送付し、当該調査書の縦覧及び意見書の提出の手続の実施について協議するものとする。

#### 第五章 雑則

(報告の徴収)

第十八条 管理者は、この条例の施行に必要な限度において、廃棄物を処理施設若しくは投入施設に運搬する者又は運搬施設を利用する者その他の関係者に対し、必要な報告を求めることができる。

(立入検査)

第十九条 管理者は、この条例の施行に必要な限度において、その職員に、必要と認める場所に立ち入り、廃棄物の処理に関し、必要な書類その他の物件を検査させることができる。

2 前項の規定により立入検査をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係人に提示しなければならない。

3 第一項の規定による立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

(技術管理者の資格)

第二十条 法第二十一条第三項の条例で定める資格は、次のとおりとする。

1 技術士法(昭和五十八年法律第二十五号)第二条第一項に規定する技術士(化学部門、水道部門又は衛生工学部門に係る第二次試験に合格した者に限る。)

2 技術士法第二条第一項に規定する技術士(前号に該当する者を除く。)であって、一年以上廃棄物の処理に関する技術上の実務に従事した経験を有するもの

3 廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則(昭和四十六年省令第三十五号)第八条の十七第二号イからチまでに掲げる者

4 前三号に掲げる者と同等以上の知識及び技能を有すると認められる者

(委任)

第二十一条 この条例に規定するもののほか、この条例の施行について必要な事項は、組合規則で定める。

#### 附 則

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。

(処分、申請等に関する経過措置)

2 この条例の施行前に東京都廃棄物の処理及び再利用に関する条例（平成四年東京都条例第四百十号。以下「都条例」という。）の規定により東京都知事がした処分その他の行為（以下この項において「処分等の行為」という。）又はこの条例の施行の際現に東京都知事に対して行っている申請その他の行為（以下この項において「申請等の行為」という。）で、施行日以後において管理者が管理し、及び執行することとなる事務に係るものは、同日以後においては、管理者のした処分等の行為又は管理者に対して行った申請等の行為とみなす。

3 この条例の施行前に都条例の規定により東京都知事に対して届出その他の手続をしなければならない事項で、施行日前にその手続がされていないものについて、施行日以後において管理者が管理し、及び執行することとなる事務に係るものについては、管理者に対して届出その他の手続がされていないものとみなして、この条例の相当規定を適用する。

（延滞金の割合の特例）

4 当分の間、第十二条第一項に規定する延滞金の年十四・六パーセントの割合及び年七・三パーセントの割合は、同項の規定にかかわらず、各年の延滞金特例基準割合（平均貸付割合（租税特別措置法（昭和三十二年法律第二十六号）第九十三条第二項に規定する平均貸付割合をいう。）に年一パーセントの割合を加算した割合をいう。以下この項において同じ。）が年七・三パーセントの割合に満たない場合には、その年中においては、年十四・六パーセントの割合にあってはその年における特例基準割合に年七・三パーセントの割合を加算した割合とし、年七・三パーセントの割合にあっては当該延滞金特例基準割合に年一パーセントの割合を加算した割合（当該加算した割合が年七・三パーセントの割合を超える場合には、年七・三パーセントの割合）とする。この場合における延滞金の額の計算において、その計算の過程における金額に円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てる。

附 則（平成十二年九月二十六日条例第四十五号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（平成十三年二月二十三日条例第八号）

この条例は、平成十三年四月一日から施行する。

附 則（平成十五年十二月二十五日条例第四号）

この条例は、平成十六年三月一日から施行する。

附 則（平成十九年九月二十六日条例第十号）

この条例は、平成二十年四月一日から施行する。ただし、第十六条の二の改正規定は、公布の日から施行する。

附 則（平成十九年十二月十九日条例第十一号）

この条例は、平成二十年四月一日から施行する。

附 則（平成二十三年二月二十二日条例第十号）

この条例は、平成二十三年四月一日から施行する。

附 則（平成二十四年二月二十一日条例第一号）

この条例は、平成二十四年四月一日から施行する。

附 則（平成二十四年六月二十七日条例第二号）

この条例中第一条の規定は公布の日から、第二条の規定は平成二十五年一月一日から施行する。

附 則（平成二十四年十二月二十一日条例第六号）

この条例は、平成二十五年十月一日から施行する。

附 則（平成二十五年二月二十六日条例第二号）

この条例は、平成二十五年十月一日から施行する。

附 則（平成二十五年十二月二十四日条例第五号）

（施行期日）

1 この条例は、平成二十六年一月一日から施行する。

（経過措置）

2 第一条の規定による改正後の東京二十三区清掃一部事務組合行政財産使用料条例附則第二項及び第二条の規定による改正後の東京二十三区清掃一部事務組合廃棄物処理条例附則第四項の規定は、延滞金のうち平成二十六年一月一日以後の期間に対応するものについて適用し、同日前の期間に対応するものについては、なお従前の例による。

附 則（平成二十九年二月二十七日条例第六号）

この条例は、平成二十九年十月一日から施行する。

附 則（令和二年十二月二十四日条例第四号）

（施行期日）

1 この条例は、令和三年一月一日から施行する。

(経過措置)

2 第一条の規定による改正後の東京二十三区清掃一部事務組合行政財産使用料条例附則第二項及び第二条の規定による改正後の東京二十三区清掃一部事務組合廃棄物処理条例附則第四項の規定は、延滞金のうち令和三年一月一日以後の期間に対応するものについて適用し、同日前の期間に対応するものについては、なお従前の例による。

別表（第九条関係）

手数料の徴収対象者	廃棄物処理手数料
一 事業系一般廃棄物（し尿を除く。）又は一般廃棄物とあわせて処理する産業廃棄物を処理施設に搬入した者	一キログラムにつき 十五円五十銭
二 中小企業者等の産業廃棄物を処理施設に搬入した者	一キログラムにつき 十五円五十銭
三 運搬施設を利用して一日平均十キログラムを超える量の家庭廃棄物又は臨時に家庭廃棄物を排出した者	一キログラムにつき 四十円 ただし、一日平均十キログラムを超える量の家庭廃棄物を排出した者は、一日平均十キログラムを超える量一キログラムにつき 四十円
四 運搬施設を利用して、事業系一般廃棄物又は一般廃棄物とあわせて処理する産業廃棄物を排出した者	一キログラムにつき 四十円
五 転居廃棄物（粗大ごみの形状のものに限る。）を処理施設に搬入した者	一キログラムにつき 十五円五十銭

備考 一の項、二の項及び五の項の廃棄物処理手数料の額を計算する場合において、当該廃棄物の量が十キログラム未満であるときは、十キログラムとする。

※ 手数料の減免体系

減 免 対 象	減 免 根 拠	減 免 合 割
天災を受けた者	条例第 10 条・規則第 14 条第 1 号	免 除
生活保護法第 11 条に掲げる保護を受けている者	条例第 10 条・規則第 14 条第 2 号	免 除
児童扶養手当法に基づく児童扶養手当の支給を受けている者及び特別児童扶養手当等の支給に関する法律に基づく特別児童扶養手当の支給を受けている者	条例第 10 条・規則第 14 条第 3 号	免 除
国民年金法等の一部を改正する法律附則第 28 条第 1 項の規定に基づく遺族基礎年金の支給を受けている者及び同法第 1 条の規定による改正前の国民年金法に基づく老齢福祉年金の支給を受けている者	条例第 10 条・規則第 14 条第 4 号	免 除
火災等の災害を受けた者	条例第 10 条・規則第 14 条第 5 号	減 額 (9割以内)
その他管理者が特別の理由があると認める者	条例第 10 条・規則第 14 条第 6 号	減 額 (5割以内) 又 是 免 除

※ 条例は「東京二十三区清掃一部事務組合廃棄物処理条例」、規則は「東京二十三区清掃一部事務組合廃棄物処理条例施行規則」である。

廃棄物処理手数料の変遷〈施設管理部管理課〉

施行年月日	分類区分			手数料単価			徴収基準		動物の死体 (1頭につき)
				収 集	持 込		継 続	臨 時	
					中間処理 施 設	最 終 処 分 場			
12. 4. 1	廃棄物	一廃	家庭廃棄物	円/kg	円/kg	円/kg	家庭廃棄物については 1日平均10kgを超える量 について徴収  事業系については1kg から有料ごみ処理券により 徴収  10L(54円券) 20L(108円券) 45L(243円券) 70L(378円券)	1kgから徴収 粗大ごみは品目別に徴収  (平成10年10月1日からは 有料粗大ごみ処理券により 徴収)  A券 200円 B券 300円	2,600
			事業系	28.5	—	9.5			
			あわせ産廃	—	—	—			
		産廃	汚泥等	—	—	10			
			その他	—	12.5	9.5			
			事業系一般 廃棄物(浄化槽汚泥を 除くし尿)	円/L	円/L, kg				
一廃 (し尿)	44.5	8.5							
13. 4. 1	廃棄物	一廃	家庭廃棄物	円/kg	円/kg	円/kg	同 上	同 上  有料粗大ごみ処理券により 徴収  A券 200円 B券 300円	2,600
			事業系	28.5	—	9.5			
			あわせ産廃	—	—	—			
		産廃	汚泥等	—	—	10			
			その他	—	12.5	9.5			
			事業系一般 廃棄物(浄化槽汚泥を 除くし尿)	円/L	円/L, kg				
一廃 (し尿)	44.5	8.5							
16. 3. 1	廃棄物	一廃	家庭廃棄物	円/kg	円/kg	円/kg	同 上	同 上  有料粗大ごみ処理券により 徴収  A券 200円 B券 300円	2,600
			転居廃棄物	—	—	—			
			事業系	28.5	12.5	9.5			
		産廃	あわせ産廃	—	—	—			
			汚泥等	—	—	10			
			その他	—	12.5	9.5			
20. 4. 1	廃棄物	一廃	家庭廃棄物	円/kg	円/kg	円/kg	家庭廃棄物については 1日平均10kgを超える量 について徴収。  事業系については1kg から有料ごみ処理券により 徴収  10L(61円券) 20L(122円券) 45L(274円券) 70L(427円券)	同 上  有料粗大ごみ処理券により 徴収  A券 200円 B券 300円	2,600
			転居廃棄物	—	—	—			
			事業系	32.5	14.5	9.5			
		産廃	あわせ産廃	—	—	—			
			汚泥等	—	—	10			
			その他	—	14.5	9.5			
25. 10. 1	廃棄物	一廃	家庭廃棄物	円/kg	円/kg	円/kg	家庭廃棄物については 1日平均10kgを超える量 について徴収。  事業系については1kg から有料ごみ処理券により 徴収  10L(69円券) 20L(138円券) 45L(310円券) 70L(483円券)	同 上  有料粗大ごみ処理券により 徴収  A券 200円 B券 300円	2,600
			転居廃棄物	—	—	—			
			事業系	36.5	15.5	9.5			
		産廃	あわせ産廃	—	—	—			
			汚泥等	—	—	10			
			その他	—	15.5	9.5			
29. 10. 1	廃棄物	一廃	家庭廃棄物	円/kg	円/kg	円/kg	家庭廃棄物については 1日平均10kgを超える量 について徴収。  事業系については1kg から有料ごみ処理券により 徴収  10L(76円券) 20L(152円券) 45L(342円券) 70L(532円券)	同 上  有料粗大ごみ処理券により 徴収  A券 200円 B券 300円	各区の条例により定める金額
			転居廃棄物	—	—	—			
			事業系	40.0	15.5	9.5			
		産廃	あわせ産廃	—	—	—			
			汚泥等	—	—	10			
			その他	—	15.5	9.5			

注1 し尿手数料は昭和44年4月から平成10年6月まで無料、平成10年7月より浄化槽汚泥を除くし尿が有料化された。その後、民間し尿処理施設での全量受け入れ体制が整備されたことに伴い、平成13年4月から受け入れを行っていない。

注2 平成8年12月から、事業系一般廃棄物が全面有料化された。

注3 汚泥等とは、汚泥・燃え殻・ばいじん・鉱さいである。

注4 平成16年3月から、23区では一般廃棄物処理業者が家庭ごみである転居廃棄物(粗大ごみの形状のものに限る)を収集運搬できるようになったため、転居廃棄物の処理手数料を新たに設けた。

東京二十三区清掃一部事務組合告示第7号

廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号）第6条第1項及び東京二十三区清掃一部事務組合廃棄物処理条例（平成12年条例第43号）第4条第1項の規定に基づき、令和3年度の一般廃棄物の処理に関する計画を次のとおり告示する。

令和3年4月1日

東京二十三区清掃一部事務組合

管理者 山崎孝明

令和3年度東京二十三区清掃一部事務組合一般廃棄物処理計画

- 1 施行区域 特別区全域
- 2 一般廃棄物の年間の処理量の見込み
  - (1) ごみ 2,783,774 トン  
(日量 8,922 トン)
  - (2) し尿、浄化槽汚泥等 11,780 トン  
(日量 38 トン)
- 3 一般廃棄物の種類及び分別の区分並びに一般廃棄物の適正な処理及びこれを実施する者に関する基本的事項等

別表のとおり

4 一般廃棄物の処理施設の整備に関する事項

処理施設名	しゅん工予定
目黒清掃工場	令和4年度
江戸川清掃工場	令和9年度

(令和3年4月1日現在建替え中)



(別表) 一般廃棄物の種類及び分別の区分並びに一般廃棄物の適正な処理及びこれを実施する者に関する基本的事項等

(1) ごみ

区分	種別	処理量	収集区域	収集方法	運搬方法	処分方法
家庭廃棄物	可燃ごみ(管路ごみを除く。)	1,454,444トン (日量 4,662トン)	特別区 全域	各特別区が収集する。	各特別区が自動車及び船舶により運搬する。	東京二十三区清掃一部事務組合が中間処理した後、東京都が設置管理する埋立処分場に埋立処分する。
	不燃ごみ	42,159トン (日量 135トン)				
	管路ごみ(大型のもの、粘着性のあるもの、弾性のあるもの、特に重いもの及び不燃ごみを除く管路収集の対象となるごみをいう。)	876 (日量 2トン)	管路ごみ 収集区域	原則として東京二十三区清掃一部事務組合が毎日収集する。	運搬用パイプラインによる。	
	粗大ごみ(特定家庭用機器廃棄物及びパーソナルコンピュータを除く。)	54,357トン (日量 174トン)	特別区 全域	各特別区が収集する。	各特別区が自動車により運搬する。	
	転居廃棄物であって粗大ごみの形状をしたもの(特定家庭用機器廃棄物及びパーソナルコンピュータを除く。)	—				
事業系一般廃棄物	可燃ごみ	1,203,532トン (日量3,857トン)	特別区 全域	事業者が自らの責任で行うもののほかは、各特別区が収集する。	事業者が自らの責任で行うもののほかは、各特別区が自動車及び船舶により運搬する。	事業者が自らの責任で処分するもののほかは、東京二十三区清掃一部事務組合が中間処理した後、東京都が設置管理する埋立処分場に埋立処分する。
	不燃ごみ	19,109トン (日量 61トン)				
	管路ごみ	3,054トン (日量8トン)	管路ごみ 収集区域	原則として東京二十三区清掃一部事務組合が毎日収集する。	運搬用パイプラインによる。	
	粗大ごみ	6,243トン (日量 20トン)	特別区 全域	事業者が自らの責任で行う。		

区分	種別	処理量	収集区域	収集方法	運搬方法	処分方法
	一般廃棄物とあわせて処理する産業廃棄物					

(備考) 廃棄物の区分のうち、一般廃棄物とあわせて処理する産業廃棄物とは、廃棄物の処理及び清掃に関する法律(昭和45年法律第137号)第2条第4項及び廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令(昭和46年政令第300号)第2条に掲げる産業廃棄物のうち、廃プラスチック類(原則としてプラスチック製造業及びプラスチック加工業から排出されるものを除く。)、紙くず、木くず、金属くず(廃油等が付着しているものを除く。)、ガラスくず及び陶磁器くずで、各特別区が定める規模の事業者から排出されるもの又は各特別区が定める一事業者当たりの平均排出日量未満のものをいう。

(2) し尿、浄化槽汚泥等

区分	処理量	収集区域	収集方法	運搬方法	処分方法
し尿(事業活動に伴って生じたし尿並びに浄化槽汚泥及びし尿混じりのビルピット汚泥を除く。)	2,387トン (日量 8トン)	特別区 全域	各特別区が収集する。	各特別区が自動車により運搬する。	東京二十三区清掃一部事務組合投入施設から下水道投入により処分する。きょう雑物及び処理残さは、清掃工場へ搬入し焼却処分する。
浄化槽汚泥及び専ら居住用のし尿混じりのビルピット汚泥	9,393トン (日量 30トン)		一般廃棄物収集運搬業の許可を受けた者が収集する。	一般廃棄物収集運搬業の許可を受けた者が運搬する。	
事業活動に伴って生じたし尿及びし尿混じりのビルピット汚泥			一般廃棄物収集運搬業の許可を受けた者が収集する。	一般廃棄物収集運搬業の許可を受けた者が運搬する。	

## 東京二十三区清掃一部事務組合告示第8号

東京二十三区清掃一部事務組合廃棄物処理条例（平成12年条例第43号）第6条第2項の規定に基づき、令和3年度の東京二十三区清掃一部事務組合が処理することが必要であると認める産業廃棄物の受入計画を、次のとおり告示する。

令和3年4月1日

東京二十三区清掃一部事務組合

管理者 山崎孝明

### 令和3年度東京二十三区清掃一部事務組合産業廃棄物受入計画

- 1 受入廃棄物の排出区域 東京都全域
- 2 受入廃棄物の種類及び受入基準 東京二十三区清掃一部事務組合廃棄物処理条例施行規則 第4条の2及び第8条第3号のとおり
- 3 受入場所 東京二十三区清掃一部事務組合の処理施設
- 4 受入量 年量 11,363 トン（日量 41 トン）
- 5 受入対象事業者
  - (1) 産業廃棄物を排出する事業場を都内に有する者であって、中小企業基本法（昭和38年法律第154号）第2条第1項に定めるもの
  - (2) その他特に管理者が受入の必要があると認める者
- 6 一排出事業者が搬入できる廃棄物の量 月間 10,000kg（10 t）までとする。
- 7 処理方法 中間処理後、埋立処分する。
- 8 搬入者の範囲 5に掲げる事業者のうち管理者が搬入承認をした事業者又はその者から運搬を委託された産業廃棄物収集運搬業者

(参考)

別表（第8条関係）受け入れる産業廃棄物の種類別受入基準

産業廃棄物の種類	受入基準	
	個別基準	共通基準
紙くず	<p>建設業に係るもの（工作物の新築、改築又は除去に伴って生じたものに限る。）、パルプ、紙又は紙加工品の製造業、新聞業（新聞巻取紙を使用して印刷発行を行うものに限る。）、出版業（印刷出版を行うものに限る。）、製本業及び印刷物加工業に係るもの。</p> <p>排出者自らが破砕、切断等処理し、一辺が1メートルの正方形に収まる大きさのものでロール状でないもの。</p> <p>なお、襖、障子のうち産業廃棄物（紙くず）に該当する部分については縦2メートル×横1メートル×厚さ3センチメートルに収まる大きさでの搬入を認める。</p>	<ol style="list-style-type: none"><li>1 再生利用できないものに限る。</li><li>2 特別管理産業廃棄物でないこと。</li><li>3 次に掲げるものが付着し、又は封入されていないこと。<ol style="list-style-type: none"><li>(1) 毒物及び劇物取締法（昭和25年法律第303号）第2条に規定する毒物、劇物及び特定毒物</li><li>(2) 農薬取締法（昭和23年法律第82号）第2条に規定する農薬</li><li>(3) 油分</li><li>(4) 著しい発色性又は発泡性を有するもの</li></ol></li></ol>
木くず	<p>建設業に係るもの（工作物の新築、改築又は除去に伴って生じたものに限る。）、木材又は木製品の製造業（家具の製造業を含む。）、パルプ製造業、輸入木材の卸売業及び物品賃貸業に係るもの、貨物の流通のため使用したパレット（パレットへの貨物の積付けのために使用したこん包用の木材を含む。）に係るもの。</p> <p>破砕、切断の場合は、排出者自らが破砕、切断等処理したものに限り。</p> <p>柱状のものは、長さ180センチメートル以下かつ最大径30センチメートル以下のもの。板状のものは、縦180センチメートル×横90センチメートルの長方形に収まる大きさで、厚さ3センチメートル以下のもの。また、箱状のものは、縦180センチメートル×横90センチメートル×奥行き50センチメートル以下のもので中空のもの。</p> <p>パレットは、縦140センチメートル×横140センチメートル×厚さ15センチメートル以下のもの。</p>	<ol style="list-style-type: none"><li>4 ロール状のものは、当処理施設の破砕機に投入した際に、破砕機のハンマーに巻きつく等、重大な故障の原因になるため受け入れしない。</li><li>5 おが屑等の細かいものは、内容物が飛散しないよう適度な強度を持った袋等に梱包し搬入すること。</li><li>6 その他、処理施設の管理運営に支障がないものであること。</li></ol>
繊維くず	<p>建設業に係るもの（工作物の新築、改築又は除去に伴って生じたものに限る。）、繊維工業（衣服その他の繊維製品製造業を除く。）に係るもの。</p> <p>排出者自らが破砕、切断等処理し、一辺が1メートルの正方形に収まる大きさのものでロール状でないもの。</p> <p>なお、畳のうち産業廃棄物（繊維くず）に該当するものについては一畳の大きさでの搬入を認める。</p>	

表VI-1 清掃工場一覽〈施設管理部施設課〉

工場名	所在地	電話番号	工期		敷地面積 (約㎡)	建設費 (百万円) ※1	形式※2	設計最高 発熱量 (kJ/kt)	規模 (トン×戸 数)	焼却能力		余熱利用	
			着工 年月	しゅんじゅ 年月						(トン/日)	(トン/年)※3	発電出力 (kW)	給熱※4
有明	江東区有明2-3-10	(3529)3751	平3.4	平7.12	24,000	41,695	A	14,200	200×2	400	113,200	5,600	蒸気：給熱(地域冷暖房) 高温水：有明スポーツセンター
千歳	世田谷区八幡山2-7-1	(3302)2590	平3.12	平8.3	17,000	27,311	A	12,100	600×1	600	169,800	10,000	千歳温水プール
墨田	墨田区東墨田1-10-23	(3613)5311	平6.7	平10.1	18,000	33,388	A	13,000	600×1	600	169,800	13,000	すみだスポーツ健康センター
北	北区志茂1-2-36	(3598)5341	平5.4	平10.3	19,000	33,565	A	12,100	600×1	600	169,800	11,500	元氣ふらざ
新江東	江東区夢の島3-1-1	(5569)5341	平6.7	平10.9	61,000	88,193	A	13,400	600×3	1,800	509,400	50,000	蒸気：東京辰巳国際水泳場 高温水：東京スポーツ文化館、夢の島熱帯植物館
港	港区港南5-7-1	(5479)5300	平7.3	平11.1	29,000	44,570	A	13,400	300×3	900	254,700	22,000	—
豊島	豊島区上池袋2-5-1	(3910)5300	平7.9	平11.6	12,000	16,977	B	13,400	200×2	400	113,200	7,800	健康プラザとしま
渋谷	渋谷区東1-35-1	(3498)5311	平10.4	平13.7	9,000	13,310	B	13,400	200×1	200	56,600	4,200	—
中央	中央区晴海5-2-1	(3532)5341	平10.4	平13.7	29,000	29,400	A	13,400	300×2	600	169,800	15,000	蒸気 ほっとプラザはるみ
板橋	板橋区高島平9-48-1	(5945)5341	平11.12	平14.11	44,000	29,828	A	12,100	300×2	600	169,800	13,200	板橋特別支援学校、高島平温水プール、熱帯環境植物館、高島平ふれあい館
多摩	大田区下丸子2-33-1	(3757)5383	平12.3	平15.6	32,000	15,599	A	12,100	150×2	300	84,900	6,400	矢口区民センター
足立	足立区西保木間4-7-1	(3859)4475	平11.12	平17.3	37,000	28,651	A	12,100	350×2	700	198,100	16,200	スィムスポーツセンターうき館、悠々会館
品川	品川区八潮1-4-1	(3799)5353	平14.9	平18.3	47,000	27,500	A	12,100	300×2	600	169,800	15,000	給熱(地域冷暖房)
葛飾	葛飾区水元1-20-1	(5660)5389	平15.6	平18.12	52,000	15,770	A	12,100	250×2	500	141,500	13,500	水元総合スポーツセンター体育館、水元学び交流館
世田谷	世田谷区大蔵1-1-1	(3416)5355	平16.7	平20.3	30,000	16,685	C	12,100	150×2	300	84,900	6,750	世田谷美術館
新大田	大田区京浜島3-6-1	(3799)5311	平22.6	平26.9	92,000	18,797	A	14,800	300×2	600	169,800	22,800	—
			昭62.7	平2.3		19,800	A	12,600	200×3	600	169,800	9,000	—
練馬	練馬区谷原6-10-11	(3995)5311	平22.12	平27.11	15,000	18,908	A	14,300	250×2	500	141,500	18,700	三原台温水プール、三原台児童館、三原台敬老館
杉並	杉並区高井戸東3-7-6	(3334)5301	平24.9	平29.9	36,000	28,355	A	14,300	300×2	600	169,800	24,200	高井戸地域区民センター、高井戸温水プール、高齢者活動支援センター
光が丘	練馬区光が丘5-3-1	(5967)1356	平28.6	令3.3	23,000	34,977	A	13,500	150×2	300	84,900	9,150	給熱(地域冷暖房)

※1 建設費は主体工事に要した経費である。大田清掃工場第一工場の再稼働に係る経費は含まない。

※2 焼却炉の分類は次のとおりである。A:シタカ(ストーク)式焼却炉(全連続燃焼式) B:流動床式焼却炉(全連続燃焼式) C:ガス化溶融炉(全連続運転式)

※3 年間焼却能力は、焼却能力(トン/日)に計画年間稼働日数(283日)を乗じて算出している。

※4 給熱の高温水・温水は、給熱媒体として循環使用している。

※5 大田清掃工場第一工場(平成26年に休止)、1炉目を令和3年3月に再稼働した。また、残りの2炉を令和4年度までに整備する予定である。

表VI-2 灰溶融施設・不燃・粗大ごみ処理施設・し尿施設〈施設管理部施設課〉

(1) 灰溶融施設

施設名	所在地	電話番号	工期		敷地面積※1 約 m <sup>2</sup>	建設費※1 百万円	形式	規模
			着工 年月	しゅん工 年月				
板橋清掃工場※2	板橋区高島平9-48-1	(5945)5341	平11.12	平14.11	—	—	電気式灰溶融炉	90トン/日×2基
多摩川清掃工場※2	大田区下丸子2-33-1	(3757)5383	平12.3	平15.6	—	—	燃料式灰溶融炉	30トン/日×1基
足立清掃工場※2	足立区西保木間4-7-1	(3859)4475	平11.12	平17.3	—	—	電気式灰溶融炉	65トン/日×2基
品川清掃工場※2	品川区八潮1-4-1	(3799)5353	平14.9	平18.3	—	—	燃料式灰溶融炉	90トン/日×2基
葛飾清掃工場※2	葛飾区水元1-20-1	(5660)5389	平15.6	平18.12	—	—	電気式灰溶融炉	55トン/日×2基
世田谷清掃工場※2	世田谷区大蔵1-1-1	(3416)5355	平16.7	平19.12	—	—	電気式灰溶融炉	60トン/日×2基
中防灰溶融施設※3	江東区海の森2-4-79	(3599)5310	平15.6	平18.12	21,000	18,375	電気式灰溶融炉	100トン/日×4基

※1 表VI-1 清掃工場一覧参照

※2 板橋、足立、品川、葛飾及び世田谷清掃工場は、灰溶融炉を休止している。

※3 中防灰溶融処理は、灰溶融炉を休止し飛灰固化及び主灰積替を行っている。

(2) 不燃ごみ処理施設

施設名	所在地	電話番号	工期		敷地面積 約 m <sup>2</sup>	建設費 百万円	形式	規模
			着工 年月	しゅん工 年月				
中防不燃ごみ処理センター 第二プラント	江東区海の森2-4-79	(3599)5310	平6.9	平8.10	68,000	12,050	横型回転衝撃式	48トン/時×2系列
京浜島不燃ごみ処理センター	大田区京浜島3-7-1		平6.12	平8.11	46,000	18,700	縦型回転衝撃式	8トン/時×4系列

(3) 粗大ごみ処理施設

施設名	所在地	電話番号	工期		敷地面積 約 m <sup>2</sup>	建設費 百万円	形式	規模
			着工 年月	しゅん工 年月				
粗大ごみ破碎処理施設	江東区海の森2-4-79	(3599)5310	昭52.12	昭54.6	33,000	1,650	縦型回転衝撃式	32.1トン/時×2系列
破碎ごみ処理施設※4			平2.7	平4.7	5,000	6,400	流動床式	180トン/日×1基

※4 破碎ごみ処理施設は、休止している。

(4) し尿の下水道投入施設

施設名	所在地	電話番号	工期		敷地面積 約 m <sup>2</sup>	建設費 百万円	形式	規模
			着工 年月	しゅん工 年月				
品川清掃作業所	品川区八潮1-4-11	(3799)5353	平9.10	平11.1	7,000	1,821	希釈処理 (工場汚水処理水・ 再生水及び凍液)	100トン/日

表VI-3 令和2年度清掃施設見学者数(総務部総務課)

(単位：件、人)

	一般住民		小・中学生		高・大学生		官 公 庁 報 道 ・ 議 会		海 外		民 間		合 計	
	件数	人数	件数	人数	件数	人数	件数	人数	件数	人数	件数	人数	件数	人数
中 央	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
港	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
北	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
品 川	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
目 黒	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
大 田	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
多摩川	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
世田谷	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
千 歳	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
洪 谷	0	0	0	0	0	0	2	6	0	0	0	0	2	6
杉 並	0	0	0	0	0	0	1	9	0	0	0	0	1	9
豊 島	0	0	0	0	0	0	1	14	0	0	0	0	1	14
板 橋	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
練 馬	0	0	0	0	0	0	1	12	0	0	0	0	1	12
光が丘	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
墨 田	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
新江東	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
有 明	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
足 立	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
葛 飾	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
江戸川	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
工場計	0	0	0	0	0	0	5	41	0	0	0	0	5	41
中防処理施設	6	118	165	11,808	0	0	14	89	0	0	1	4	186	12,019
合計	6	118	165	11,808	0	0	19	130	0	0	1	4	191	12,060

27年度	464	8,237	692	41,123	37	1,021	184	2,791	201	4,236	66	1,295	1,644	58,703
28年度	526	8,887	670	41,901	54	1,600	195	2,839	207	4,310	85	1,517	1,737	61,054
29年度	571	10,012	637	38,882	53	910	181	2,742	234	4,642	88	1,752	1,764	58,940
30年度	683	8,698	853	38,085	48	866	200	3,175	272	5,409	75	1,368	2,131	57,601
元年度	563	9,586	564	39,629	37	921	117	1,563	289	6,230	63	1,060	1,633	58,989

- ※ 新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、令和2年度は原則として全ての清掃工場及び中防処理施設（バス見学を除く）で見学者を受け入れていない。
- ※ 目黒清掃工場及び江戸川清掃工場（令和2年9月～）は、建替工事に伴い稼働停止している。
- ※ 光が丘清掃工場は、令和3年3月から稼働している。

(参考) 令和2年度東京都環境局主催の埋立処分場・中防施設の見学者数

(単位：件、人)

一般住民		小・中学生		高・大学生		官 公 庁 報 道 ・ 議 会		海 外		民 間		合 計	
件数	人数	件数	人数	件数	人数	件数	人数	件数	人数	件数	人数	件数	人数
6	118	165	11,808	0	0	6	44	0	0	0	0	177	11,970

表VI-4 主な貸出し用資料〈総務部総務課〉

	題名	媒体	制作年月	概要
1	清掃工場へようこそ	15分 DVD	令和3年 3月	清掃工場等を見学を訪れた来場者に対し、清掃事業の概要とごみ処理の流れ、中間処理施設の役割としくみ・環境対策、循環型社会へ向けた取組についてわかりやすく解説する。小学校高学年から大人までを対象とし、日本語、日本語対应手話、英語、中国語、韓国語の5パターンを1枚に収録している。
2	23区のごみはどこへ行くの？	14分 DVD	平成25年 10月	清掃工場等を見学を訪れた小学生を対象とし、上記DVD「ようこそ清掃工場へ！」を再編集することで、清掃事業の概要等をよりわかりやすく解説する。復習用のクイズを収録し、親しみやすい内容となっている。
3	清掃事業の歴史 —東京ごみ処理 の変遷—	展示 パネル	平成28年 5月	江戸時代から現在までのごみ処理方法の変遷や、清掃事業に関わる事件等を、当時の写真を使って解説している。(A1サイズ全25枚)



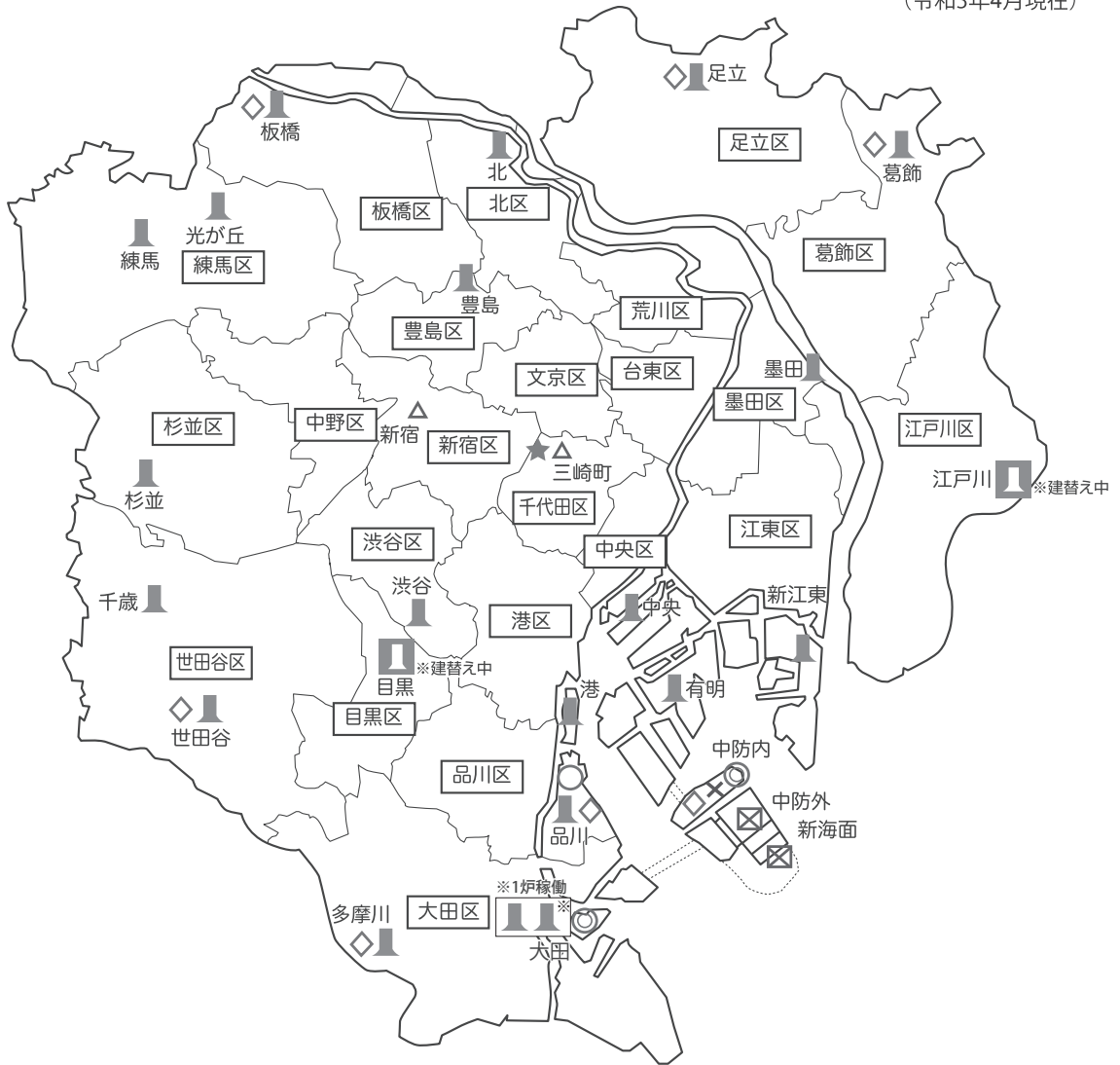
表VI-5 東京二十三区清掃一部事務組合事業史年表<総務部企画室>

年	月	事 項
平成12年 (2000年)	4月	東京都が行ってきた清掃事業が23区に移管される ▽東京二十三区清掃一部事務組合発足(議会、管理者及び事務局として4部14課、17清掃工場、中防処理施設管理事務所、収入役室、議会事務局、監査事務局より構成) ▽東京二十三区清掃協議会発足 ▽東京都から可燃・不燃・粗大ごみの中間処理、し尿の下水道投入にかかる事業を引継ぐ ▽「東京二十三区清掃一部事務組合廃棄物処理条例(平成12年条例第54号)」(同条例施行規則平成12年規則第54号)公布、施行 ▽「一般廃棄物処理基本計画―循環型ごみ処理システムを構築するために」策定
平成13年 (2001年)	4月 6月 8月 10月 11月	▽事業系し尿受入れ廃止 ▽余剰電力の売却に初の入札を行う ▽焼却灰溶融スラグの利用促進等に関する方針を策定 ▽中央清掃工場、渋谷清掃工場本稼働 ▽一般廃棄物処理基本計画における「施設整備計画」の変更を告示 ▽東京都の依頼を受けて、千歳清掃工場で肉骨粉等の焼却処理開始
平成14年 (2002年)	3月 9月 12月	▽大井清掃工場プラント更新のため停止 ▽世田谷清掃工場が建替え、葛飾清掃工場がプラント更新のため停止 ▽板橋清掃工場本稼働
平成15年 (2003年)	7月 8月 11月	▽多摩川清掃工場本稼働 ▽一般廃棄物処理基本計画における「施設整備計画」の変更を告示 ▽区長会総会で「平成18年4月以降も当分の間、一部事務組合による共同処理を行うことが望ましい」と確認される
平成16年 (2004年)	4月 10月	▽大井清掃作業所民間委託開始(平成17年4月、品川清掃作業所に名称変更) ▽計画推進部、建設部を施設建設部に統合し、3部13課とする ▽板橋清掃工場の壁面緑化が「壁面・特殊緑化大賞(環境大臣賞)」を受賞
平成17年 (2005年)	3月 4月	▽足立清掃工場本稼働(新設炉のうち1炉は平成14年9月より稼働) ▽総務部財政課、契約管財課を経理課に、施設建設部管理課、計画推進課を管理課に統合し、3部11課とする
平成18年 (2006年)	1月 3月 4月 7月 12月	▽「経営計画」・「経営改革プラン」・「一般廃棄物処理基本計画」策定 ▽品川清掃工場本稼働 ▽清掃協議会の見直しに伴い事業調整課を総務部に新設、施設建設部建設第一課・第二課を建設課に統合、事業移管に伴い施設管理部工務課を廃止し、3部10課とする ▽品川清掃工場に廃プラスチックのサーマルリサイクルに伴うモデル収集ごみの搬入を開始(18~20年度にかけて、各区のモデル収集や本格実施に合わせて各工場に廃プラ混合可燃ごみ搬入開始及び実証確認実施) ▽葛飾清掃工場、中防灰溶融施設本稼働
平成19年 (2007年)	4月 12月	▽地方自治法改正に伴い、収入役及び副収入役を廃止し、会計管理者を新設、収入役室を会計室に組織改正、施設建設部計画推進課を新設、建設調整課を建設課に統合し、3部10課とする ▽溶融処理技術対策室を設置
平成20年 (2008年)	1月 3月 4月 10月	▽大田清掃工場(第二工場)が建替えのため停止 ▽世田谷清掃工場本稼働 ▽廃棄物処理手数料の値上げ 12.5円/kg→14.5円/kg ▽清掃技術訓練センターを新設
平成21年 (2009年)	3月 4月	▽廃プラスチックのサーマルリサイクル本格実施 ▽「経営改革プラン2009」策定 ▽総務部経理課を財政課、契約管財課に分割、施設管理部施設課を新設し、3部12課(室)とする ▽中防不燃ごみ処理センター第一プラント休止
平成22年 (2010年)	2月 4月	▽「一般廃棄物処理基本計画」改定 ▽練馬清掃工場が建替えのため停止 ▽溶融処理技術対策室を廃止、施設建設部を建設部に組織改正
平成23年 (2011年)	4月 12月	▽清掃事業国際協力室を新設 ▽宮城県女川町災害廃棄物の受入れ開始

年	月	事 項
平成24年 (2012年)	2月	▽杉並清掃工場が建替えのため停止
平成25年 (2013年)	3月 10月	▽宮城県女川町災害廃棄物の受入れ終了 ▽廃棄物処理手数料の値上げ 14.5円/kg→15.5円/kg
平成26年 (2014年)	1月 4月 10月	▽大島町災害廃棄物の受入れ開始 ▽大田清掃工場（第一工場）休止 ▽大田清掃工場（新工場）本稼働 ▽大島町災害廃棄物の受入れ終了
平成27年 (2015年)	2月 4月 12月	▽「経営計画」改訂、「経営改革プラン2015」策定、「一般廃棄物処理基本計画」改定 ▽焼却灰のセメント原料化を本格実施 ▽練馬清掃工場本稼働
平成28年 (2016年)	2月 4月	▽光が丘清掃工場が建替えのため停止 ▽中防破碎ごみ処理施設休止 ▽清掃事業国際協力室を部として設置し、4部(室)12課(室)とする ▽灰溶融施設について多摩川・葛飾清掃工場の2施設体制に移行
平成29年 (2017年)	4月 10月	▽目黒清掃工場が建替えのため停止 ▽杉並清掃工場本稼働
令和2年 (2020年)	2月 3月 4月 9月 10月	▽宮城県大崎市災害廃棄物受入れ開始 ▽灰溶融処理施設（多摩川・葛飾清掃工場）の休止 ▽焼却灰の徐冷スラグ化を本格実施 ▽江戸川清掃工場が建替えのため停止 ▽宮城県大崎市災害廃棄物の受入れ終了
令和3年 (2021年)	2月 3月	▽「基本計画・実施計画」策定、「一般廃棄物処理基本計画」改定 ▽大田清掃工場第一工場1炉目再稼働 ▽光が丘清掃工場本稼働

# 東京二十三区清掃一部事務組合施設配置図

(令和3年4月現在)



凡例	■ 清掃工場(可燃) …… 19	★ 清掃一組 本庁舎	◇ 灰熔融施設(休止) …… 7
	◎ 不燃ごみ処理センター …… 2	○ 清掃作業所(し尿) …… 1	× 粗大ごみ破碎処理施設 …… 1
	△ 中継所(不燃)[所在区所管]	☒ 埋立処分場[東京都所管]	